

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から

平成三十七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

##### ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし